

## 地域説明会及び市民意見公募の結果報告

### ◎地域説明会での意見

11月10日（金）～12日（日）に実施した地域説明会では、11件の意見がございました。  
意見の詳細とそれに対する市の考え方については、下記をご参照ください。

### ◎意見公募手続き（パブリックコメント）

市民からの意見を当骨子案へ反映するため、意見公募手続き（パブリックコメント）を11月1日（水）～12月1日（金）にかけて実施しました。

【意見提出状況】 意見件数：4件

意見の詳細とそれに対する市の考え方については、下記をご参照ください。

### ●計画に関するご意見と回答

No.	意見内容	市の考え方
1	（地域説明会@ポラリス） 人材確保についてどのように考えているか。近隣他市に人材流出しているか。	少子化の進行で生産年齢人口が減少していることや介護サービスの需要の増加により、介護職員の人材確保等への取り組みは重要です。全国的に不足している介護従事者の不足の解消に向け、県と一体となり新たな従事者向け研修の実施や介護の仕事を紹介するなどの周知に努めるほか、処遇改善や育成支援を行います。また、介護従事者の負担軽減を目的に介護ロボット・ICTの導入についても前向きな支援を進めていきます。これらの取り組みについては、骨子案の「施策3-2-1：介護従事者の確保と育成」でも定めており、第9期計画書に掲載する方向で進めています。 なお、本市において近隣他市へ人材が流出している状況については、事業者等からの声は確認できておりません。
2	（地域説明会@保健福祉センター） 特別養護老人ホームの施設整備などのハード面については掲載しないのか。	審議会での審議を経て、必要となる内容について第9期計画書に掲載します。
3	（地域説明会@保健福祉センター） 定期巡回随時対応型訪問介護看護の支援をしてほしい。せっかく手上げのあった事業者がつぶれないようにしてほしい。事業が育つとよい。	同一サービス事業者間で情報交換を行う事業者連絡会の立上げ支援や開催時にオブザーバーとして助言を行うなど必要な支援を進めていきます。 事業者への支援に係る取り組みについては、骨子案の「施策3-2-1：介護従事者の確保と育成」、「施策3-2-2：介護保険サービスの質の確保・向上」でも定めており、第9期計画書に掲載する方向で進めています。

4	<p>(地域説明会@保健福祉センター)</p> <p>全体的に実施する内容は素晴らしいと思うが、抽象的な言葉が多く、具体的にどう取り組んでいくか、が重要である。例えば、「地域包括支援センターの機能強化」などはどう行うのか。「介護給付の適正化」は何をもって適正化できたとするのか。</p>	<p>「地域包括支援センターの機能強化」については、既存業務の一部の事業を介護事業所に委託するなどし、事業の選択と集中を行います。</p> <p>「介護給付適正化」については、それぞれの事業に対して年度ごとに数値目標を定め、管理していきます。</p> <p>また、具体的な取り組みの方向性については、第9期計画書「施策2-1-3：地域包括支援センターの機能強化」、「施策3-1-2：介護給付の適正化」にて示すよう検討していきます。</p>
5	<p>(地域説明会@保健福祉センター)</p> <p>介護予防ポイント事業・健康ポイント事業をもっと充実し、強調・周知し、市民参加を促してほしい。</p>	<p>介護予防ポイント事業については、活動場所となる施設の多くで受け入れが休止していたため活動が難しい状況でしたが、徐々に受け入れを再開してきたため、施設側と調整しながら周知を強化していきます。また、健康ポイント事業については、市が主催する事業のみならず、本事業に協賛する自治会等の市民団体を協力認定団体として登録しており、市民が主催する活動にもポイントを付与しています。本事業における全取得ポイントのうち、約6割が協力認定団体の付与するポイントとなっており、広い市民参加が実現できているものと考えています。今後も広報誌への掲載や庁内の各事業との連携など、様々な機会を通して周知に取り組んでいきます。</p>
6	<p>(地域説明会@保健福祉センター)</p> <p>地域住民と共に進めていくことの難しさがあることはわかっているが、全市的に生活支援体制整備における協議体の設置を進めてほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、全市的に設置することを目標として、一步ずつではありますが、未設置地域への設置を目指していきます。第9期計画においては、具体的な設置箇所目標数を掲載するよう検討しています。</p>

<p>7</p>	<p>(電子申請)</p> <p>少子高齢化と核家族化が進行するなかで、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は本市でも増加しています。多世代で世帯を構成していた時代は、家庭内に福祉機能がありましたが、上記のような世帯構成では、生活するうえで困りごとがあっても高齢者は自力で対応せざるを得ない状況です。</p> <p>厚生労働省は、地域包括ケアシステムの一環として、元気な高齢者が手助けを必要とする高齢者を支える地域社会づくりと、これらを自治体がバックアップする仕組みづくりを提唱しています。</p> <p>多くの高齢者の願いである「地域で・在宅で安心して暮らしつつける」ためには、介護予防を促進すると同時に、支え合う地域づくりを推進する・誘導することが本市においても不可欠です。すでに「南林間地区たすけあい協議会」では、令和4年度において1,318件の生活支援をおこなっており(タウンニュース6月23日号)、また「中央地区支えあい協議会」も、生活支援に加えて買物支援(週1回2便、令和4年度の利用者126人)に取り組んでいます。</p> <p>これらの互助活動は、利用者のみならず担い手においても生きがい・やりがいにつながる介護予防効果が指摘されています。活動の継続性を確保するために、また担い手を増やしかつ他地域に波及させるためにも、第9期計画において、活動への支援や補助の仕組みを創ることが重要です。</p> <p>総合事業の訪問型サービスB・D(住民主体)で補助する場合は、八王子市のように要支援者や事業該当者が1人でもいれば定額補助する仕組みがよいと思います。また、保険者機能強化推進交付金を保健福祉事業に充当して、対象者を高齢者全般に広げている自治体もあります。</p> <p>支え合う地域づくりが推進されるよう、第9期計画に補助金の仕組みを盛り込んでください。</p>	<p>支え合いの地域づくりについては、生活支援体制整備における住民主体の生活支援サービスが提供される仕組みづくりにおいて推進していきます。</p> <p>補助金の仕組みについては、第9期計画において明文化する予定はありませんが、今後地域からの要望等を踏まえて交付金の活用の有無を検討していきます。</p>
<p>8</p>	<p>(電子申請)</p> <p>大和市は、近隣市に比べ高齢者のみの世帯が多い特徴があります。今後、超高齢化社会に向かう中単身高齢者を地域で支えていく必要があります。</p> <p>厚労省は、地域包括ケアシステムの一環として元気な高齢者も参加し、地域の支え合いの創出を後押しする施策として、自治体にもバックアップする仕組みを提唱しています。</p> <p>また、地域で活躍する機会をつくることで高齢者ご自身も介護予防になります。</p> <p>大和市での住民主体の支え合いとして市内に6箇所の第2層協議体が設置され、地域性を捉えた活動をされています。</p> <p>今後の、設置推進と既存の事業の継続のため第9期計画には、活動の支援や補助の仕組みを創る必要があると思います。</p> <p>総合事業の訪問型サービスBとCでは、八王子市が要支援者や事業該当者がひとりでもいれば定額補助する仕組みがあり、参考にしたいと思います。支え合いの地域づくりを推進するためにも、ぜひ第9期計画に補助金の仕組みを明文化して下さい。</p>	<p>No.7と同様の回答です。</p>

<p>9</p>	<p>(電子申請)</p> <p>第9期計画について  高齡社会化が進む中で計画の中にある「地域共生社会の実現に向けた取組」の実現性を高めていくことが迫られていると団塊世代のひとりとして強く感じています。  高齡者の独居も増える中で、生活支援体制整備は高齡社会を乗り切っていくためには非常に重要なことと思われます。  中でも第2層協議体の全エリアへの拡大は喫緊の取組み事項と考えています。  8期計画では目標8地区で、結果として6地区の設置にとどまりました。  9期計画においては、当初の目標である11地区の設置をめざしてほしいと思います。  全地区設置の目標に向けて、実施計画の作成を要望します。</p> <p>実施計画の中では</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報やまとに先行している協議体の情報の掲載(少なくとも年1回は)</li> <li>2 第一層協議体の支え合い推進員に福祉の専門家を迎える。</li> <li>3 協議体の推進母体になる各団体の総会、会議等のあらゆる機会をとらえて出席し、協議体の必要性等を訴える</li> </ol> <p>等を入れて、市民が情報の共有化が出来る等の内容を要望します。  また、協議体の活動を実効性のあるものにするために、サービス提供団体が多数創出されるよう、市としての制度内にある補助制度を生かして八王子市のように市民に働きかけけることを要望します。</p>	<p>第9期計画においても、市内全地区への協議体設置を目指し、支援を行いますが、各地域の実情に合わせ、必要性を説明し、設立の機運を醸成しながら取り組んでおり、現状を見定めながら目標を設定していくことになります。</p> <p>各年度における実施計画につきましては、第1層協議体にて作成、会議に諮っており、諸団体への説明についても盛り込んだものとなっています。また、協議体の支援組織として、市社会福祉協議会、地域包括支援センターが福祉の専門的な立場で参加しております。今後とも様々な機会を捉えて協議体について理解が深まるよう周知に取り組んでいきます。</p> <p>補助金につきましては、地域が事業を展開する中で、要望等を考慮し、必要性も踏まえ検討していきます。</p>
----------	---	--

●その他のご意見と回答

10	<p>(電子申請) 古谷田市政になってから初のパブリックコメントです。大木哲市政の健康子育て政策をどう発展させていくのか非常に楽しみです。</p> <p>さて、高齢者の医療福祉介護計画について拝読しました。計画については私よりプロの皆さんの方がよくご存知だと思うのでよきように進めて頂きたいです。</p> <p>この問題に関連して、高齢者の医療福祉介護へのコストカット案を提案させてください。結論から言うと、ジェネリック医薬品の利用推進をやってみたら良いと思います。市民は安く薬が手に入るし、行政は医療補助金を削減できます。グッドディールです。自治体がこの問題にどれほどコミット出来るのか知りませんが、もし出来るならやった方が良いと思います。この問題に着手してる自治体は意外と少ないです。新事業を立ち上げたら新しく経費が発生しますが、その経費を捻出するべくコストカット事業も並行して立ち上げるべきだと思います。</p>	<p>大変申し訳ございませんが、高齢者の医療福祉介護へのコストカット案としてのジェネリック医薬品の利用推進については、当計画で取り扱うテーマの範囲外となっております。いただいたご意見につきましては、所管課に情報提供させていただきます。</p> <p>なお、大和市国民健康保険及び後期高齢者医療制度では、ジェネリック医薬品に切替可能な処方が出されていた方(国民健康保険では世帯主)に対し、「ジェネリック差額通知」を発送し、切替による医療費の削減についてお知らせしています。また、「ジェネリック医薬品希望カード」を窓口で配布したり、保険証一斉更新等の際に同封することで利用促進に努めています。</p>
11	<p>(地域説明会@ポラリス) 地域説明会の開催期間中に参加できない方もいる。後からもう一度聞き直せるので、オンライン配信をしてはどうか。</p>	<p>骨子案の内容を広く皆様に知っていただくため、市のホームページに説明会の資料を使った動画を掲載しています。URLについては、下記のとおりです。</p> <p>資料: <a href="https://www.city.yamato.lg.jp/material/files/group/38/chiikisetumeikai-jinseikaigo-9ki.pdf">https://www.city.yamato.lg.jp/material/files/group/38/chiikisetumeikai-jinseikaigo-9ki.pdf</a> 動画: <a href="https://www.youtube.com/watch?v=83dfbiP9Q04">https://www.youtube.com/watch?v=83dfbiP9Q04</a></p>
12	<p>(地域説明会@ポラリス) 介護保険サービスの苦情相談の内容は市で対応しきれているか。大変な状況だとは思いますが、どのような状況か。</p>	<p>介護保険サービス利用に係る苦情相談窓口は市、サービス提供事業者、神奈川県国民健康保険団体連合会などがあり、各相談窓口では連携し対応しております。市としては、ご相談をいただいた場合に、利用者やその家族等に寄り添い、十分な聞き取りや丁寧な対応を心掛けながら、解決に向けた助言を行っている状況です。</p>
13	<p>(地域説明会@保健福祉センター) 実態調査の結果として、一般高齢者、要支援認定者、要介護認定者側からは「高齢者用の施設等」を望む声が少なからずある中で、法人側では「利用者の確保」を課題としている。これについてはどう考えるか。</p>	<p>法人側への調査は施設・居住系の法人だけでなく、訪問系・通所系の法人も含まれているため、「利用者の確保」という法人側の課題は、施設・居住系よりも、訪問系・通所系の割合が多いのではないかと考えられます。特に第8期計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の影響により、通所系サービスの利用控えがありました。また、課題のある事業所に対しては、助言を行うなど必要な支援を進めていきます。</p>

14	<p>(地域説明会@保健福祉センター) 介護保険料を未納することによる給付制限において、2年以上滞納するとどうなるか。</p>	<p>介護保険サービスは利用いただけますが、時効になり消滅した未納期間に応じて、一定期間、サービスを利用した際の自己負担割合が引き上げられる「給付額減額」という保険給付の制限を受けます。(自己負担割合が1割、2割負担の方は3割に、3割負担の方は4割に引き上げられます。) また、給付額減額を受けている期間中は、高額介護サービス費(自己負担額が一定額を超えた場合、保険給付される制度)や、負担限度額認定(市民税非課税世帯の方のみ、介護保険施設又はショートステイを利用した際の食費と居住費が軽減される制度)が適用されません。 保険料を納め続け、給付額減額の期間が経過すれば、通常通りの給付を受けることができます。</p>
15	<p>(地域説明会@保健福祉センター) 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」のイメージ図(下記参照)に、生活支援体制整備事業における協議体の説明を入れるとよい。具体的には、通いの場でもあるし、高齢者同士が支え合い、支える側の介護予防にもなる説明を加えてほしい。</p>	<p>このイメージ図は、厚生労働省で作成したものになります。一体的実施事業の取り組みは、医療専門職間だけでなく、関係機関・関係団体との連携も重要となるため、協議体との連携についても検討していきます。</p>

No.15 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」のイメージ図

